

総合学科の教育課程における福祉教育の特殊性に関する研究

— A study on the characteristics of the curriculum for welfare education
in integrated courses for upper secondary level —

佐藤 史人 島津 敦美
Fumito SATO Atsumi SHIMAZU
(和歌山大学教育学部) (大阪府泉佐野市立新池中学校)

2014年9月30日受理

抄録

本研究は、中等教育における職業教育の独自性を明らかにするための基礎作業として、高校における福祉教育の特徴を解明することを目的とする。高校における福祉教育は歴史が長くはないにもかかわらず、社会的要請によって、その必要性が高まっている。さらに近年は社会福祉士及び介護福祉士法等の関連する法改正による制度改革が実施され、高校における福祉教育にも影響が及んでいる。高校における福祉教育は総合学科が担っている部分が少なくない。総合学科はその教育課程編成に特徴があり、専門教育を充実させることも可能である。福祉教育にかかわる総合学科の教育課程について、その特徴を実証的に検証することが重要である。

キーワード：高校 総合学科 福祉教育 教育課程

1. 本研究の目的

「社会福祉士及び介護福祉士法」¹⁾(以下、CSWCW法とする。)の改正によって、介護福祉士が担う業務内容の範囲が拡大したことを受け、当該資格の位置づけが高まったと考えられる。このことにより、介護福祉士養成にかかわる研修や養成施設等における教育内容の範囲や量も拡大している。特に、福祉教育を行う高等学校(以下、高校とする。)においては、専門科目の単位数の増加やそれを担当する教員の配置などの点で、改正に伴う影響が大きいと考えられる。

本研究では、中等教育における職業教育の独自性を明らかにするための基礎作業として、高校における福祉教育に関する特徴の若干を解明することとした。CSWCW法の改正による制度の変化を検討し、福祉教育を行っている高校、とりわけ総合学科における具体的な事例を分析することを通して、高校福祉教育の教育課程における特徴を明らかにすることをめざす。具体的には、福祉に関する系列を設置している総合学科であるA県立B高校の教育課程を分析・検討の対象とする。

2. 高校における福祉教育の研究動向

瀧本知加は、高校における福祉教育の意義を、青年期職業教育という視点からとらえ、その教科の分析から現実的課題を明らかにしている²⁾。現在の介護福祉士養成を前提とした科目構成を見直し、「福祉科」としてではなく「介護科」として専門分化すべきであると指

摘している。また、高校における福祉教育と介護福祉職養成の関係及び高校福祉教育の課題を、教育課程の分析を通して明らかにしている³⁾。この研究においては、福祉教育全体の課題を、①介護福祉士養成課程と学科、②福祉関係科目の構造、③「福祉科」教員養成、④養成施設としての高校、という4点に整理し、「介護科」の確立の必要性を指摘している。さらに、2007年の「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、高校における介護福祉士養成に生じた問題について、養成を担う福祉科教員の問題を中心に明らかにしている⁴⁾。

小柳康子が研究ノート⁵⁾の中で総合学科における福祉系列について、教科「福祉」関連の福祉教育の取組や福祉系列を持つ高校を対象としたアンケート調査の結果から、その実態と課題を解明することを試みている。こうしたいくつかの示唆に富む研究が散見されるものの、高校総合学科における福祉教育に関する包括的な研究は多くはない。

1999年の「高等学校学習指導要領」の改訂により新設された教科「福祉」は2003年度より高校で実施された。教科として「福祉」が位置づけられる以前より、高校における福祉教育にかかわる研究は行われていたが、数える程度しかない。2003年度以降は、福祉科や高校における福祉教育、また総合学科が導入されてからは、総合学科における福祉教育、福祉系列についての研究が発表されているが、依然として少ないという状況にある。

3. 福祉の現状と制度

(1)福祉職の業務内容の変遷

CSWCW法は、「社会福祉士及び介護福祉士の資格を定めて、その業務を図り、もつて社会福祉の増進に寄与することを目的」⁶として1987年に制定、施行された(法律第30号)。2007年の改正(法律第125号)では一部が未施行となっていた。同法の最終改正は2014年(法律第83号)である。社会福祉士や介護福祉士に関する資格制度が創設されてから20年以上が経過する中で、社会は急速に高齢化しており、これらの専門的職業資格に求められる役割は近年益々大きくなってきている。

(2)介護保険制度について

高齢者に対する福祉政策が始まったのは、老人福祉法⁷が制定された1963年からとされる。同年には特別養護老人ホームが創設され、また老人家庭奉仕員(ホームヘルパー)が法制化された。介護保険法が成立したのは、1997年のことである。介護保険導入の経緯としては、高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加や介護期間の長期化といった介護ニーズの増大がある。それらと同時に、核家族化の進行、介護者となる家族の高齢化など、要介護高齢者を支える家族の状況が変化してきたため、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組み(介護保険)が創設された。この制度創設から3年後の2000年から介護保険制度の実施が始まった。

高齢化の他に、介護保険制度や障害者自立支援法の改正、成年後見・権利擁護への対応といった理由から、介護福祉士には新しい役割が求められるようになった。新たなニーズに対応し、資質向上を図る目的でCSWCW法の改正が行われた。

介護現場の実態として、介護職員が喀痰吸引や経管栄養などの行為を行う必要性があった。これらの行為は医療行為に該当し、医師法等⁸によって医師、看護職員のみが実施可能とされていた。しかし、介護の現場では、実質的違法性阻却により介護職員の医療行為の実施が容認されてきた。このような医療行為は違法性阻却により認められるのではなく、法律によって認められる必要があるのではないかという議論⁹があり、2011年法改正¹⁰により介護福祉士による喀痰吸引等(CSWCW法上の規定では「医療的ケア」とされる。)が法的に認められることとなった。こうした医療的ケアが介護福祉士の職務の一環に位置づけられたことは資格取得のための研修にはもちろん養成施設や福祉系高校の教育課程にも影響が及ぶこととなる。

(3)介護福祉士の定義と実態

CSWCW法において介護福祉士は、「介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護(喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの(厚生労働省

令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。)を含む。)を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと(以下「介護等」という。)を業とする者をいう。」¹¹と定義されている。この規定に基づき介護福祉士は国家資格として認定されるものの、いわゆる名称独占の職業資格である。しかし、法改正によって講習等の条件を満たすことで喀痰吸引等の医療ケアが実施できることになり、全ての介護福祉士に当てはまるわけではないけれども、専門的職務を一部独占する職業資格へと変化したといえる。

介護福祉士は、一般的に国家試験を受験し合格したのちに、公益財団法人社会福祉振興・試験センターに申請し登録する必要がある。登録が完了することで介護福祉士であると名乗ることができる。ただし、現行の法律において「養成施設ルート」は国家試験の受験は義務付けられていないため、養成施設を修了することで登録が可能となる。

介護福祉士の登録者は、2012年度9月末の時点で1,085,994人である。このうち、養成施設を修了し国家試験を受験せずに登録を行った人数は291,575人で、登録を受けた人数のうちの26.8%である。また、国家試験を受験して合格し、登録を行った人数は794,419人で、73.2%である。

(4)資格取得のための方法

介護にかかわる資格には、国家資格である介護福祉士の他に、都道府県の認定資格である介護職員初任者研修(以下、初任者研修とする。)がある。ここでは介護福祉士取得の資格取得方法について概観する。この資格取得には、①「実務経験ルート」、②「養成施設ルート」、③「福祉系高校ルート」という3つのルートがある。介護福祉士の資格を得るためのルートとして最も多く選ばれているのが①「実務経験ルート」である。

法改正前の①実務経験ルートにおいては、実務経験3年以上を有することで国家試験の受験資格を得ることができ、国家試験の合格をもって職業資格の取得となっていた。改正後は、実務経験3年以上に加え、実務者研修(450時間)の修了が国家試験受験の要件となった。

介護福祉士資格取得の②「養成施設ルート」とは、厚生労働大臣が指定する専修学校の専門課程(修了期間2年以上)、短期大学、4年制大学のことをさす。改正前は、指定を受けた養成施設を修了・卒業することにより介護福祉士の資格を取得することができた。しかし、法改正後にはこのルートによって資格を得るためには国家試験の受験が必須となった。

介護福祉士の受験資格を最も若い年齢で得ることができるのが③「福祉系高校ルート」である。福祉系高校は、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定する学校で、介護福祉士養成教育が行われる。福祉系高校とは、「カリキュラム、教員、施設・設備、実習施設など、介護福祉士養成課程の基準を満たす高等学校及び中等

教育学校として、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校」(CSWCW法第40条第2項第1号)であり、修了時に介護福祉士試験の受験資格を得ることができる。

これとは別に「特例高校」も存在する。これは「カリキュラム、教員、施設・設備、実習など、介護福祉士養成課程の基準を満たす高等学校及び中等教育学校として、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校」(CSWCW法附則第2条)であり、修了後に9月以上の介護等の実務経験を有することによって介護福祉士試験の受験資格を得ることができる。特例高校は2013年度入学生までの経過措置による制度と定められているため、2014年度以降の入学生は対象とならない。福祉系高校へ移行する場合には福祉系高校の教育内容、施設・設備等の要件に加え、教員要件を満たす必要がある。調査研究の報告書¹²によると、調査対象の特例高校47校のうち、3校が2014年度から福祉系高校への移行を決定しており、移行しない予定としている高校は29校である。移行しない高校のうち6校は実務者研修を実施、17校は介護職員初任者研修を実施、6校は介護福祉士養成の取消申請を予定しているとのことである。

2007年の法改正前は、福祉系高校における必要単位数は34単位(1180時間)であった。法改正により、必要単位数が52単位(1820時間)に増大した。この単位数の増加や教員の配置、施設設備など、条件整備の問題から、2013年度入学生までの経過措置として在学中に34単位を取得し、卒業後に9ヶ月以上の実務経験を有することによって介護福祉士試験の受験を可能とされた。このような高校は、福祉系高校と区別し特例高校とされているが、前述の通り将来的には福祉系高校に一本化する計画であるので、経過措置とされたようである。

4. 高校における福祉教育

(1)教科「福祉」について

教科「福祉」が創設されるまでの経緯は、まず理産審の答申¹³において、福祉関連業務に従事する人材を育成する「福祉科」などの設置についての検討が必要であると提言された。これを受けて、産業教育の改善に関する調査研究¹⁴が委嘱された。これは「職業学科の改善・充実」グループの「福祉科部会」で具体的な調査研究を行い、「専門的な職業人の養成を目指すタイプ」と「社会福祉関係の高等教育機関への進学を目指すタイプ」、また「科目の種類・内容」などを示し、福祉科設置にかかる具体的な提言をしている。また、1987年にCSWCW法が成立し、福祉科卒業が国家試験受験の要件の一つとなった。これらを受け、高校再編の一環として全国各地に高校「福祉科」が設置されることとなった。

社会の変化や家族をとりまく環境の変化などに伴い、福祉産業が独立の一領域を形成するに至っており、介護サービスなどの充実のための人材の育成が社会的に要請されている。理産審の答申¹⁵によると、高校に対し

て要請されているような人材を育成するためには、従来の教科の枠組みの中だけでは十分な対応ができないため、新たに教科を創設し、教育内容の充実を図る必要があるとされた。また、「福祉関連業務に従事する者に必要な社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術の習得、社会福祉の理念と意義の理解、社会福祉の増進に寄与する能力と態度の育成に関する教育体制を充実し、これらの人材の育成を促進するため、専門教科に関する教科「福祉」新たに設ける必要がある」とし、教科「福祉」創設の必要性を提言した。

教育課程審議会答申¹⁶において、教科「福祉」を新たに設けることが提言された。その後、「高等学校学習指導要領」¹⁷に教科「福祉」に関する記述がなされ、翌2000年に「高等学校学習指導要領解説―福祉編―」¹⁸が出された。

2003年度より、高校において教科「福祉」の実施が始まった。教科「福祉」は、「福祉関連業務に従事する者に必要な社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術の習得、社会福祉の理念と意義の理解、社会福祉の増進に寄与する能力と態度の育成に関する教育体制を充実し、これらの人材の育成を促進するため」¹⁹専門教育に関する教科として位置づけられた。

(2)福祉教育を行う高校について

2013年度の学校基本調査によると、福祉に関する学科を設置している高校は、公立に57校、私立に41校、合計98校であり、すべて全日制高校である。福祉に関する学科を設置している高校全体に占める割合は、公立が58.2%、私立が41.8%である。

また、同調査によると、総合学科を設置している高校は公立に338校あり、うち全日制が301校、定時制が37校である。私立は25校で、全日制が23校、定時制が2校である。国立は2校で、全日制である。公立、私立、国立の合計は365校で、全体に占める公立の割合は92.6%、私立は6.8%、国立は0.5%である。さらに、全体に占める公立全日制高校の割合は82.4%、同様に公立定時制高校は10.1%、私立全日制高校は6.3%、私立定時制高校は0.5%、国立全日制高校は0.5%である。総合学科で最も多い高校のタイプは「公立全日制高校」であることがわかる。

総合学科のうち、福祉に関する系列等²⁰を設置している高校は184校であり、うち166校が公立高校、18校が私立高校である。総合学科の合計365校のうち、福祉に関する系列等を設置している総合学科の割合は50.4%であり、そのうち公立の割合は45.5%、私立は4.9%である。このことから、福祉教育は総合学科の公立高校において最も多く行われていることがわかる。

(3)福祉教育を担う高校の分類

高校において行われる福祉教育の実態は一様ではないことを瀧本が指摘している。瀧本は、福祉教育を行っている学校全体を「福祉関係高校」とし、これをさ

らに取得資格別に見て3つに分類している²¹。その3つとは、①「介護福祉士国家試験受験資格取得可能校」、②「ホームヘルパー養成研修事業実施校」、③「教科「福祉」科目設置校」である。これはCSWCW法改正前の分類であり、改正後の制度と照らし合わせると、①に福祉系高校と特例高校が該当し、これを「介護福祉士養成校」とし、②は「介護職員初任者研修実施校」としている。③の内実は特に変わらないが、「その他福祉教育を行う学校」として瀧本が独自に分類している。

①「介護福祉士養成校」は、卒業時に国家資格である介護福祉士の受験資格の取得が可能な高校である。前述のように、福祉系高校は卒業時に国家資格の受験資格を得ることができるので、この点でも①に属する。特例高校は、CSWCW法改正による経過措置であるけれども、現在のところは卒業後に9月の実務経験を有することにより介護福祉士の受験資格を得ることができ、同様に①に属する。

②「介護職員初任者研修実施校」は、都道府県の認定した事業者による研修事業を利用し、介護職員初任者研修を修了することのできる教育課程を編成している高校である。

③「その他福祉教育を行う学校」は、介護関係資格に直接関係のない資格取得や資格取得に関わらず独自の福祉教育の教育課程を編成・実施している学校である。設置している科目や科目数などの実態は学校によって異なり、多様となっている。

この分類による①「介護福祉士養成校」には、福祉系高校と特例高校が一括りにされているけれども、特例高校は経過措置であるから、2014年度からは特例高校が廃止となり、瀧本の分類は見直しをしなければならない。また、これとは別に「実務経験ルート」に義務付けられた実務者研修を取り入れようとする特例高校もあるといわれる。2014年度からの制度であるのでまだ実績がないが、今後このような制度の変化を考慮し、福祉教育に関わる高校の特色を見極め、類型化の見直しが必要となってきている。

5. A県立B高校の事例検討

(1) A県立B高校の概要

B高校は、明治35年にC郡立農林学校として設立され、大正12年にA県に移管された。A県立B高校となったのは1948年で、総合学科に改組されたのは1998年のことである。B高校はA県B町に所在し、同町は、A県の北西端に位置しており、北方を海、他三方を山に囲まれている。また、海沿いには潟湖である湾があり、この近くには温泉が多数湧き出ている。水産業が盛んであり、特に牡蠣の養殖がB町の主要産業として位置づけられている。その他、ハマチの養殖、クルマエビやハマグリ、クロダイなどの生産も行われている。

B高校の学校規模は、1学年90名の定員である。1

年次に、全員が普通科目を中心に学習し、2年次から生徒それぞれの希望進路に合わせて各科目を選択することができる。実際の在籍数は、2013年5月の時点で1年が76名、2年が92名、3年が72名であり、年度によって生徒数にばらつきがある。この在籍生徒を3学級に分け、少人数学習を実施している。

2013年度の教職員は、教員(講師を含む)が46名、職員15名の合計61名である。講師を含む教員のうち、専門教育に関する者は14名である。

学科は総合学科単科で、2年次より生徒の希望進路に応じて、福祉、生産科学、文理特修、教養という4つの系列に分かれて専門的に学ぶシステムとなっている。

(2) 教育課程の概要と各系列の特徴

当校は2012年度入学生から新教育課程を適用している。以下では同校の「平成25年度実施教育課程」及び「平成27年度学校案内」に示される教育課程表に基づいて教育課程を概観し、各系列の教育課程を検討する。なお、実際の履修においては種々の指導があり、教育課程表で示される全ての履修が可能ではないことがしばしばあるので、今回の検討においても教育課程表に依拠する範囲で行うことを予め断っておく。

1年次は「国語総合」(4単位)、「現代社会」(2単位)、「数学A」(2単位)、「生物基礎」(2単位)、「体育」(2単位)、「保健」(1単位)、「芸術」(2単位)、「家庭基礎」(2単位)、「社会と情報」(2単位)の普通教育科目が19単位あり、芸術は「音楽I」「美術I」「書道I」からの選択となっている。その他には、総合学科独自の設定科目である「産業社会と人間」(2単位)を履修することになっている。

これらの必修科目に加えて、「英語基礎」「農業基礎」「社会福祉基礎」(それぞれ2単位)の中から一つを選択して履修する。1年次においては、生徒は系列には分属していないけれども、これらの科目選択は2年次からの系列決定・分属の導入となる。系列には属していない1年次ではあっても、福祉系列及び教養系列に進む予定で初任者研修(訪問介護員2級相当)希望者は「社会福祉基礎」を履修することとなっている。

さらに「数学I」と「コミュニケーション英語I」は、それぞれ4単位ないし3単位で選択履修することになっており、その組み合わせにより1年次の総単位は30~32単位となる。

2年次の教育課程においては、「現代文」(2単位)、「世界史A」(2単位)、「体育」(2単位)、「保健」(1単位)までの8単位が系列に関係なく共通である。文理特修系列以外の3系列は、さらに「数学II」(2単位)、「英語II」(3単位)が共通である。教養、生産科学、福祉の3系列は、上記の科目と「LHR」と「総合的な学習の時間」(各1単位)を共通としており、残りの15単位(福祉系列は「介護実習」(2単位)を増加しているので、17単位)について、専門教育科目を設定してい

る。なお、文理特修系列の2年次には、「数学Ⅱ」と「英語Ⅱ」をそれぞれ4単位ないし5単位で選択履修することになっており、その組み合わせにより、2年次の総単位は30～32単位となる。教養・生産科学の2系列の2年次の総単位はどちらも30単位となる。福祉系列の2年次の総単位は「介護実習」(2単位)が増加されるので32単位となる。

3年次の教育課程においては、「現代文」(3単位)、「日本史A」(2単位)、「体育」(3単位)の3科目8単位と「国語表現Ⅰ」などの7科目(各1単位)からの選択が系列に関係なく共通である。文理特修系列以外の3系列は、さらに「数学Ⅱ」(2単位)、「英語Ⅱ」(2単位)、「科学と人間生活」(2単位)までが共通である。3年次において系列別に設定される専門教育科目は、教養・生産科学の2系列が10単位(文理特修系列と同様に選択できる「政治経済」等の5科目(各2単位)を加えれば12単位となる。)であり、福祉系列は独自の科目12単位に加えて「介護実習」2単位の合計14単位となる。文理特修・教養・生産科学の3系列では、3年次の総単位はいずれも30単位となる。福祉系列では3年次の総単位は、2年次と同様に「介護実習」(2単位)が増加されるので、32単位となる。

全ての系列に共通して、1～3年次に「LHR」が各1単位、2・3年次に「総合的な学習の時間」(1単位)が課される。従って、各系列の卒業総単位は、文理特修系列が90～94単位、教養・生産科学の2系列が90～92単位、福祉系列が94～96単位となる。

文理特修系列は、主に大学や短大等への進学をめざしており、系列に設定される科目はほとんど普通教育科目で構成されている。英語検定、漢字検定、数学検定等の受験にも積極的に取り組んでいるという。この系列の教育課程は普通科高校と同じ内容を持つといえる。3年次では、文理特修系列のなかにさらに2つのコースが設定され、理系と文系にそれぞれ対応している。

文理特修系列における専門教育科目はほとんどないが、1年次に履修する総合学科独自の科目「産業社会と人間」(2単位)を専門教育科目と見なすこともできる。さらに1年次の選択科目である「農業基礎」と「社会福祉基礎」は専門教育科目、「英語基礎」は普通教育科目と見なせる。3年次の選択は理系コースで2つ(それぞれ2単位)、文系コースでは1つ(2単位)であり、同校においては選択の余地が少ない系列といえる。文理特修系列の卒業単位は90～94単位であるから、同系列の専門教育科目の割合はわずか2.1～4.4%に留まる。

教養系列においても、初任者研修(訪問介護員2級相当)希望者は、1年次に「社会福祉基礎」の履修指導があるように、当該系列の2年次では「介護福祉基礎」(4単位)や、「こころとからだの理解」(4単位)、「生活支援技術」(4単位)等、福祉系列と同じ科目が設定されている。この他「生物」、「芸術」、「世界史」など

の普通教育科目や「情報処理」、「ビジネス基礎」などの専門教育科目、さらに「新聞講読」のような学校設定科目もある。同系列の3年次でも、「古典」等の3科目から1科目選択(2単位)、「オーラルコミュニケーションⅠ」等の3科目から1科目選択(2単位)、「日本史B」等の2科目から1科目選択(2単位)、「スポーツⅡ」等の2科目から1科目選択(2単位)がそれぞれ可能な教育課程となっている。同系列では、普通教育科目に加えて芸術、商業、福祉、農業などの科目を履修することが可能である。このように、教養系列は最も科目選択が豊富で総合学科らしい多様な履修が可能であるといえる。同系列における専門教育科目の卒業単位に占める割合は、選択の仕方によって異なるけれども、「産業社会と人間」を専門教育科目に含めた場合には最大30%になる。

また教養系列においては、2014年度より介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級)を実施することになっている。福祉系列だけでなく、教養系列においても福祉の科目を設定しており、さらに福祉職に関わる資格取得を目指すという点には着目できる。同系列では、早朝・放課後講習、長期休業中講習、土曜日講習等を実施し、ワープロ検定、秘書検定、情報処理検定等の受験をサポートしていることも特徴として指摘できる。

生産科学系列は、2年次に「農業科学基礎」(6単位)、「草花」(4単位)、「食品製造」(2単位)、「環境科学」(3単位)の専門教育科目が設定される。3年次に「作物」(2単位)、「野菜」(4単位)、「果樹」(4単位)の専門教育科目が設定される。同系列は、農業系の大学・短大・専門学校等への進学や就職に対応している。同系列では、教育課程上、生徒が選択できるのは3年次の4単位に限られ、同校の前身である農業学科の教育内容を色濃く継承している点に特徴がある。同系列においては、危険物取扱者、英語検定、漢字検定、数学検定等の受験をサポートしているという。生産科学系列における専門教育科目の卒業単位に占める割合は、「産業社会と人間」を専門教育科目に含めた場合には最大30.4%になる。

福祉系列は、2年次に「社会福祉基礎」(2単位)、「介護福祉基礎」(4単位)、「からだところの理解」(2単位)、「生活支援技術」(4単位)、「介護総合演習」(1単位)、「コミュニケーション技術」(2単位)の合計15単位が全て専門教育科目であり、必修である。これに「介護実習」(2単位)が他の系列よりも増加して課されることになる。3年次に「生活支援技術」(3単位)、「介護過程」(3単位)、「介護総合演習」(1単位)、「こころとからだの理解」(5単位)の合計12単位の専門教育科目に、「介護実習」(2単位)が増加されて課される。同系列においては1年次の「社会福祉基礎」の履修指定もあり、生徒が選択できる科目は、3年次の2単位分を「国際理解Ⅰ」等の7科目から1科目の

選択に限られる。同系列では「介護実習」も2・3年次にそれぞれ2単位増加され、福祉関連科目の履修がほとんど必修となっている。同系列の専門教育科目の総単位数は「産業社会と人間」と増加されている「介護実習」を含めて35単位であり、卒業単位94～96単位に占めるその割合は、「産業社会と人間」を専門教育科目に含めた場合には最大37.2%を占めるまでになる。また、「LHR」や「総合的な学習の時間」等を除きたいわゆる教科・科目の単位数を普通教育、専門教育で対比させると、54:35～56:35となり、ほぼ6:4となる。教科・科目の単位数のみで検討すれば、福祉系列の専門教育科目の占める割合が40%弱になり、高いことがわかる。このように、福祉系列の教育課程は専門学科と同様の教育課程構成であるといえる。

福祉教育を担う高校には3つの分類があり、B高校の福祉系列はこの分類のうちの①「福祉系高校/特例福祉系高校(介護福祉士養成校)」の「特例高校」に該当する。前述したように、特例高校は2013年度入学生までの経過措置であり、2014年度以降は特例高校として存続することは不可能である。そのため、今後の福祉系列の在り方について検討することが余儀なくされたという。2013年度のB高校において、福祉にかかわる教員数は教諭2名、常勤講師1名、非常勤講師4名の計7名である。B高校の現行教育課程では、特例高校の基準に応じて福祉に関する科目等を卒業までに34単位取得し、卒業後に9月以上の実務経験を有することで介護福祉士の受験資格を得ることができる。

(3)実務者研修の導入

2014年度以降に特例高校として存続することは制度上できないことはB高校においても同様である。こうした事態を受けて、B高校でも2014年度より実務者研修を導入することとし、2013年12月に近畿厚生局に申請し、2014年4月に認可が得られたとのことである。

高校において実務者研修を行う場合は、「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」²²及び「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」²³に従い、条件を整備することが求められる。B高校においてもこうした新しい状況への物的・人的な教育条件整備と教育課程編成が今後の課題となる。

6. 若干の考察

(1)総合学科としての4つの系列の特徴

B高校の教育課程について、各系列を比較すると、系列独自の科目であり、専門教育科目の割合が高いのは生産科学系列と福祉系列であることがわかった。生産科学系列と福祉系列の専門教育科目のほとんどが、それぞれ農業関連科目と福祉関連科目である教育課程になっていた。換言すれば、生産科学と福祉系列は科目選択をする余地が少なく、特定分野・職業に特化した教育内容を提供しており、総合学科の中で系列の形

態をとりながら、専門高校・専門学科と同等の役割を果たしていることがわかる。

B高校においては、専門教育科目の割合が高い生産科学系列と福祉系列を比較すると、福祉系列の方がより専門教育科目が多く設定されている。B高校の前身が農業高校であることから、農業系の系列である生産科学系列における専門教育科目の割合が高くなることは当然とも考えられ、その特徴が表れているといえる。それ以上に、福祉系列における専門教育科目が多いことは、福祉系列もB高校を代表する特徴の一つとなっているといえる。

その一方で、教養系列は科目選択の幅が広く、様々な履修が可能であり、最も総合学科らしい教育課程になっている。選択の仕方によっては、教養系列においても上記2系列と同等の専門教育科目を履修できることはB高校の特徴といえる。しかし、逆に専門・職業に関する科目を履修しない選択もでき、生徒の履修実態を調査しなければ正確な分析はできない。

総合学科は、「幅広い選択科目の中から生徒が自分で科目を選択し学ぶことが可能である」ことを特色として創設された。現在、総合学科のほとんどが系列やコースを設置している。総合学科では、生徒自身の興味・関心に基づいて、あるいは将来の選択へつなげることを念頭に、各専門分野・領域をまとまりとしてこうした系列・コース等が設定される。これは、かつて大河内信夫が「トライアウト的な科目選択」を可能にする教育課程の構造である²⁴。また、こうした系列・コース等は、学習負担が少ない授業や評価の甘い担当者の授業を選択する等、生徒側のいわゆる安易な科目選択を防止する役割もある。さらには、在学生生徒の均等な振り分けや教員の授業負担等を考慮する学校側の運営・管理の都合に基づいて、設定されることもある。系列・コースの役割・意義にも総合学設立の理念とは異なる側面がいくつか存在しているといえよう。

教育課程表から読み取れることに限られるけれども、改めてB高校の4つの系列の特徴をまとめれば以下の通りである。

文理特修系列は進学に対応するための普通教育科目がほとんどであり、その中で生徒は若干の選択が可能である。卒業後の進路として、大学等への進学を明確に指向しており、総合学科のひとつの系列のあり方となっている。地方部においては、通学のための交通事情や生徒の負担等から、卒業後に進学を希望する者ばかりが集まるいわゆる進学校が単独で存在することは難しい。地域の高校として、進学希望の生徒にも一定程度対応することが求められ、B高校にもその立地からこうした役割が期待される。

生産科学系列と福祉系列は特定の分野・領域に特化した教育内容をまとまりとしており、選択の幅が狭いことから、総合学科の趣旨には相反する存在に見える。

しかし、生徒の興味・関心、卒業後の進路選択、職業資格等との関連からすれば、こうした特定分野・領域に特化する系列が複数用意されることも、総合学科固有の役割とも捉えられる。文理特修系列と合わせて、これらの系列はそれぞれでは選択の幅が狭くても、それらが並立することで、生徒の選択の多様性を担保している。

これらに対して教養系列は異なる特徴をもつ。教養系列は、この系列でも介護職員初任者研修を導入し、認定資格を取得することができる。当該系列の中だけで、専門教育を深めることも可能であり、総合学科全体ではなく、B高校の場合はこの教養系列こそが自由な科目選択が可能であり、「トライアウト」が実現できるので、他の系列とは性格・役割が異なっているといえる。その反面、教養系列は分野・領域に系統性のない、卒業後の進路選択にもつながらない履修内容になる危険性も孕んでいる。こうした特徴を持つので、これを「系列」と呼ぶにはやや違和感があるが、「教養」の意味する幅広さがこの矛盾を相殺させているようにも受け取れる。

B高校における4つの系列の特徴を検討してみると、総合学科の機能としては、第一に専門分化した系列を複数並立させ、これを生徒が選択できること、第二に科目そのものをできるだけ生徒自身が選択できることの「選択制の二重性」が明らかになった。

(2) B高校における福祉教育の評価

B高校では、2014年度より福祉系列に実務者研修を導入し、卒業後の実務を経て介護福祉士の受験資格を得ることを目指して、福祉系列を設定していた。同時に、教養系列では福祉系列とは別の教育課程を用意して、福祉関係の職業資格に結びつけている。教養系列は福祉教育に特化しているわけではないけれども、結果的には福祉教育の2つの教育課程が存在していることになる。

一般的に福祉職の現場は慢性的な人材不足であり、需要は今後ますます高まっており、CSWCW法による制度改革はこれへの対応でもある。たとえば和歌山県における高校福祉教育の結果からも、地方部における福祉関係職の需要は多くなっている²⁵。B高校においては、福祉教育を受けた生徒には福祉関係の上級学校への進学を選択する者もいるが、卒業後に福祉職への就職を選択する者も多いということが進路実績から明らかになっている。

上述したように、B高校における福祉教育は複数の教育課程が用意され、特に福祉系列では充実した専門教育としての福祉教育が実施できていることの成果として、こうした進路実績が得られていると理解できる。そして興味深いことは、B高校の所在する地域における福祉関係職の需要が特別高く、これに対応して卒業生がこの道に進んでいるわけではないということである。B高校への聞き取り調査²⁶によれば、生徒の意識は

入学時点では福祉職へ特段向いておらず、高校側も地域への人材供給をそれほど意識していないとのことであった。むしろ1年次からの進路ガイダンスや関連する専門教育科目の学習を通して、さらに福祉・教養系列の所属してからの福祉に関する専門的な学習によって、生徒の進路意識が高まるとのことであった。このことから、B高校の福祉教育は総合学科としての教育課程の特徴を生かし、その成果として生徒の職業・進路意識に影響を与えているといえよう。

B高校の卒業生の進路では、専門学校への進学と就職が多く選択されている。2010年度は卒業生82名のうち25名が就職であり、これは全体の30.5%に、2011年度は卒業生86名のうち27名が就職し、これは全体の31.4%に、2012年度は卒業生91名のうち30名が就職し、これは全体の33.0%にそれぞれ当たる。平均すると就職する者の割合は31.6%であり、例年3割以上が就職を選択している。また、就職を選択したもののうち福祉に関する職業に就いた者の数とその割合は、2010年度は5名で20%、2011年度は6名で24%、2012年度は6名で20%であった。平均すると21.3%となっている。

就職者の職種はかなり多岐にわたるなかで、約2割が福祉に関する職業に就くという実績は、この分野の人材不足に起因するとしても、高校福祉教育と進路が直接結びついているといえる。農業高校卒業者が直ちに自営農業者になることが少ないことから、高校農業教育が成果を出せていないと批判されることに比べると、B高校における福祉教育は成果が出ており、評価できる。

7. まとめ

これまで、B高校の教育課程の検討を通して、福祉教育を行う高校の特徴を分析してきた。本研究の分析とこれまでの研究の蓄積とを比較しながら、福祉教育に関して明らかになったことを以下にまとめる。

(1) 総合学科における専門教育としての福祉教育

全国の総合学科の設立経緯は多様であり、一般化はできないけれども、その前身を農業高校とする総合学科は少なくない。B高校及び以前調査検討した和歌山県立有田中央高校²⁷も同様であり、農場等の施設・設備、専門分野の教員等、物的・人的教育条件から総合学科への転換後も農業関連の科目、系列・コース等が多く設定されている。こうした経緯・条件から総合学科においては農業教育が継続して充実していることが、2校の事例からも明らかになっている。

これに対して、高校における福祉教育は歴史も浅く、教育条件は農業に比べて良いとはいえない状況でありながら、専門教育として成立していることには注目できる。総合学科としては、科目の選択が制限されてしまう反面、関連する職業資格をめざして専門的な教育内容になっているがある。また、卒業後の進路の面においても、高校福祉教育で習得した内容を生かした進

学・就職の実績が見られることもその現れといえる。

今後もこの分野での人材は益々必要となるから、高校福祉教育が一定の役割を果たしていることを認識し、教育条件の整備を進めることが重要になろう。

(2)高校福祉教育の多様性

高校における福祉教育は、福祉系高校のように専門科目が5割以上を占めている場合、特例高校のように専門科目がそれほど多くはなく、いくつかの科目の中から生徒が選択する余地を残している場合、進路や資格にとらわれず、福祉に関する科目を設定している場合等、その教育課程は多岐にわたっている。こうした多様性を持つ高校福祉教育は、自由な教育課程の実現を趣旨とする総合学科における実施が適しているともいえる。

福祉教育は、これに関連する職業資格の取得を目指すことによって、専門教育としての側面が強く出ることが分かった。これまで名称独占としての職業資格であったものが喀痰吸引等の医療的ケアを業務とする営業・就業の独占としての職業資格へと転換される時期になっている。こうした資格のあり方・役割が変化すれば、当然これを取得するための教育・訓練の内容も変化せざるを得ないので、高校福祉教育のあり方、とりわけ教育内容や教育課程への影響を注視することが必要となる。

(3)今後の課題

本研究においては、総合学科における専門教育の特徴を教育課程とりわけ福祉教育に注目して、その特徴を析出した。専門学科における福祉科、総合学科における系列・コース等、高校福祉教育は多様性に富む存在であり、福祉に関連する職業をめぐる制度改革の進行に合わせて、特化して行われる専門教育としての高校福祉教育のさらなる実態分析が必要と考える。

本研究は、科学研究費助成事業「中等教育における職業教育改革の国際的動向」(課題番号:23330233 研究代表者:佐々木英一)及び「キャリア教育・キャリアガイダンスにおけるデマケーションに関する実証的研究」(課題番号:24531004 研究代表者:佐藤史人)による研究成果の一部である。

謝辞 本研究を進めるにあたり、B高校学校長、副校長、教務部長の先生方には、資料の提供並びに聞き取り調査に多大なご協力を賜った。最後に記して謝意を表する。

注

- 1 「社会福祉士及び介護福祉士法」1987年5月26日法律第30号公布、2007年12月5日法律第125号(一部未施行)、2011年6月24日法律第74号最終改正。
- 2 瀧本知加「高等学校における福祉教育の検討ー「福祉科」の科目構成と性格をめぐってー」『福祉社会研究』第9号、2008年、pp.73-87
- 3 瀧本知加「高校福祉教育における介護福祉職養成カリキュ

ラムの現状と課題」『産業教育学研究』第39巻第1号、2009年2月、pp.57-64

- 4 瀧本知加「介護福祉士養成校の福祉科教員に求められる資質・資格と新「要件」ー2007年「社会福祉士及び介護福祉士法」改正の特徴と問題点を中心にー」『福祉社会研究』、2009年、pp.65-79
- 5 小柳康子「研究ノート 福祉教育の総合学習としての展開に関する一考察ー高等学校「総合学科」を中心としてー」『福祉教育・ボランティア学習研究年報』6号、2001年、pp.160-180
- 6 同法、第1条
- 7 「老人福祉法」1963年制定。
- 8 「医師法」第17条、1948年制定、2013年最終改正。「保健師助産師看護師法」第31条、1948年制定、2013年最終改正。
- 9 老健局振興課「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」2010年
- 10 実際の改正は「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」2011年法律第72号による。
- 11 同法、第2条第2項
- 12 株式会社日本総合研究所「平成24年度 セーフティネット支援対策等事業費補助金社会福祉推進事業「福祉系高等学校にかかる調査研究報告書」」2013年3月、P.6
- 13 理科教育及び産業教育審議会答申「高等学校における今後の職業教育の在り方について」1985年2月19日
- 14 文部省初等中等教育局「「福祉科について」ー産業教育の改善に関する調査研究ー」1987年6月15日
- 15 理科教育及び産業教育審議会答申「今後の専門高校における教育の在り方等について」1998年、7月23日
- 16 教育課程審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」1998年7月29日
- 17 文部省「高等学校学習指導要領」1999年3月29日
- 18 文部省「高等学校学習指導要領解説ー福祉編ー」2000年3月31日
- 19 文部科学省「専門教科「福祉」の現状と課題等について」『教育課程部会産業教育専門部会(第3回)配布資料』2006年、6月22日
- 20 系列、群、コースなど、総合学科における各専門分野のまとまりの呼称は統一ではない。ここでは、このような専門分野のまとまりを系列等とする。
- 21 瀧本知加「高校福祉教育における介護福祉職養成カリキュラムの現状と課題」『産業教育学研究』第39巻第1号、2009年2月、pp.57-64
- 22 「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」1987年12月15日厚生労働省令第50号公布、2011年10月21日厚生労働省令第132号(未施行)最終改正。
- 23 厚生労働省社会・援護局長「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」2011年10月28日
- 24 大河内信夫「高等学校総合学科の科目選択の実態と進路との関係」『産業教育学研究』第30巻第2号、2000年2月、pp.43-50
- 25 島津敦美・佐藤史人「和歌山県立有田中央高校におけるカリキュラムの特徴に関する研究ー総合学科福祉系列に着目してー」『和歌山大学教育学部教育実践総合センター紀要』No.13、2013年9月、pp.151-156
- 26 2014年12月9日、B高校学校長、副校長、教務部長に聞き取り調査を実施。
- 27 前掲25に同じ。